



© 鹿児島県ぐりぶー



© 鹿児島県ぐりぶー

## 離島における電気自動車等購入支援事業

鹿児島県では、離島において電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及を促進するとともに、災害等の停電時における電力供給に資するため、電気自動車等の購入支援を行います。

### 対象となる方

- 1 次の全てを満たす個人、法人及び個人事業主（国、地方公共団体並びにそれらが深く関与する団体を除く。）
  - ① 交付申請日に、個人にあつては鹿児島県内の離島に住所を有し、法人及び個人事業主にあつては鹿児島県内の離島に事業所又は営業所を有すること。また、県税に未納がないこと。
  - ② 補助対象となる車両の使用の本拠を住所地又は所在地の離島内とすること。
- 2 上記1を対象に4年以上のリースを行うリース事業者

### 対象となる車両

- ・ 電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド自動車（PHEV）であつて、乗車定員が4人以上の新車（国（経済産業省）のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象車両に限る。）

※車両の新規登録（新規検査届出）日期間は調整中です（新車購入に限る）。

### 補助金額

1台につき**20万円**（個人は1台のみ、法人及び個人事業主は2台まで）

※国（経済産業省）の補助制度と併用できます（市町村に補助制度がある場合も同様）

### 補助の要件等

- ・ 法定耐用年数（4年）経過前に離島での使用継続が困難になった場合には、補助金相当額の一部を返還していただきます。
- ・ その他にも、毎年度、県が実施するアンケート調査に協力することなど、要件を設けることがあります。
- ・ 補助金交付申請手続きは、車両登録及び代金支払いの完了後に行っていただくこととなります。

※その他にも条件がございますので、詳細は事業開始時にお知らせします。

### 詳細について

- ・ この事業の実施は、県議会における予算の承認を前提としており、今後、制度内容に変更が生じる場合があります。予算が承認され、事業実施の準備が整い次第、募集を開始しますので、しばらくお待ちください。
- ・ 御不明な点がございましたら、県庁エネルギー対策課（電話：099-286-2727）まで、お問合せください。

県HPはこちら⇒

